

協定之命、横濱の海軍工廠職之命、計廿名  
三、昨日委員附託した心と、数項の向上等の本信  
より報告確定又

(1) 本島隊方比、最低賃銀ハ二回五丁以上決定  
乙二、三、ト、トセリ

(2) 公家(九)ノ三項以上記述を新員ノ上乗隊者  
と通商二人選定決定ヲ行フト一トセリ

(3) 交通通商中宣保之助ハ量義ノ提議ヲ聊カ所  
の要事セリトシテ

(4) 官費ノ總同盟ハ軍船ノ撤廃ヲ期スル者ト現在ノ  
軍備費ノ七割率費ニ振替へ官費ヲ抑止  
ノ文化ノ保障並ニ向上ヲスル(キ)トテ政府ニ要求ス

(三) 本會派ノ其ノ議決シタル政体ニ對シテ  
ニヤリ其要亦ヲ指シタルトヤハ在ニ在ニ總同盟

四、新案ヲ以テ之ニ答フルニ  
ハ親張ニテ、總同盟提議理由ヲ説明セリ

本同盟解散ノ案ハ其ノ全ニ世界ノ労働者ニ向  
對シテ其案ヲ敢爲スルヲ許セズルニテ、我々労働

者ニ古陋ヲ表示、陳腐の然ニテ、我々労働者  
積極的行動ヲ依テ、労働者ノ社會組織

中堅トシテ、世界の模範ニ順應スルニテ、我々  
又カラス軍縮ニ依ルテ、其分々前テ述及

スル如ク、我々全ク食糧根柢ヲ控テ、對陸軍

甲子ハ注意の方面ニ先着スル(キ)ヲ要スル(キ)トシ